

東日本大震災被災者に係る県立高等学校入学検査手数料及び入学料
減免事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、東日本大震災（※1）により被災した者に係る県立高等学校入学検査手数料及び入学料（以下「入学検査手数料等」という。）の減免に関する事務処理について適正な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

（※1） 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第1項に規定する災害。以下同じ。

2 対象

富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条の規定に基づき、減免の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 本人又は保護者が平成23年3月11日に東日本大震災の特定被災区域（※2）に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。）であって、大震災による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当する者。
 - （ア） 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
 - （イ） 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
 - （ウ） 主たる生計維持者の行方が不明である者
- （2） 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域又は同法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているため避難又は退避を行っている者。
（※3）
- （3） 特定避難勧奨地点（※4）に居住しているため、避難を行っている者。（※3）
- （4） その他上記の（1）から（3）までに準ずる者として高等学校長（以下「校長」という。）が認めた者。

（※2） 同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域。以下同じ。

（※3） 対象地域の解除後であっても、避難時において対象地域であれば対象とする。

（※4） 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居。以下同じ。

3 減免の区分等

入学検査手数料等の減免の区分は、全額免除とする。

4 申請手続

（1） 入学検査手数料

減免を受けようとする者は、入学検査手数料減免申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、本人が中学校に在学している場合は、当該中学校長を經由して提出するものとする。

(2) 入学料

入学検査手数料を減免された者は、入学料も免除することとし、一切の申請書類の提出は不要とする。

入学検査手数料について減免申請をしていない者で、入学料の減免を受けようとする者は、入学料減免申請書（様式第2号）に別表に掲げる書類を添えて在学する高等学校長に提出するものとする。

5 申請期限

(1) 富山県立高等学校入学者選抜に係る志願者

入学検査手数料…志願期間の初日

入学料…入学年度の4月末

入学年度の10月末（定時制の課程単位制後期入学者選抜に係る志願者の場合）

(2) 転入、編入等による学年中途入学者

入学料…入学した日から1箇月経過日

6 減免の決定

(1) 減免の専決権者は校長とし、上記4の申請書の提出があったときは、速やかに減免の決定をするものとする。

(2) 校長は、減免の決定をしたときは、入学検査手数料及び入学料減免決定通知書（様式第3号）又は入学料減免決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。なお、中学校長を経由して申請があった場合は、当該中学校長を経由して通知するものとする。

7 その他

この要領の運用にあたり疑義が生じた事項については教育長に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から施行し、平成24年度から平成26年度に係る入学者選抜志願者及び転入、編入等による学年中途入学者について適用する。

附 則（平成27年1月13日改正）

この要領は、平成27年1月13日から施行し、平成27年度から平成29年度に係る入学者選抜志願者及び転入、編入等による学年中途入学者について適用する。

附 則（平成30年1月31日改正）

この要領は、平成30年1月31日から施行し、平成30年度から平成32年度に係る入学者選抜志願者及び転入、編入等による学年中途入学者について適用する。

附 則（令和3年1月27日改正）

この要領は、令和3年1月27日から施行し、令和3年度から令和5年度に係る入学者選抜志願者及び転入、編入等による学年中途入学者について適用する。

附 則（令和 5 年11月10日改正）

この要領は、令和 5 年11月10日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度に係る入学者選抜志願者及び転入、編入等による学年中途入学者について適用する。

(別表)

対象区分	添付書類
(1) 本人又は保護者が平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災の特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、	住民票の写し等特定被災区域に住所を有していたことが確認できるもの。(下記罹災証明書等で確認できる場合は不要。)
(ア) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者	罹災証明書 (写)
(イ) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者	罹災証明書 (写) 死亡診断書 (写) 医師の診断書 (写) 等、死亡等が確認できるもの。
(ウ) 主たる生計維持者の行方が不明である者	警察に提出した行方不明の届出 (写) 等、行方不明である旨が確認できるもの。
(2) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域又は同法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているため避難又は退避を行っている者。	住民票の写し等、対象地域に住所を有していたことが確認できるもの。
(3) 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っているもの。	
(4) その他上記の (1) から (3) までに準ずる者として校長が認めた者。	申請理由を確認できるもの。